

シリーズ/ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

(第7回)2012年7月4日最高検察庁取りまとめについて

1 最高検、とりまとめの発表

2012年(平成24年)7月4日、最高検察庁は、検察における被疑者取調べ録音・録画についての試行の検証結果を取りまとめるとともに、今後の検察における被疑者取調べの録音・録画についての方針をとりまとめ、それらを発表した。

2 録音・録画試行の検証結果取りまとめについて

最高検は、これまで、特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行、裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行を順次行ってきた。今回の取りまとめは、これら試行による現在までの検証結果を総括したものといえる。

検証対象は、平成23年4月から平成24年4月までの1年間の特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べのうち、91件(うち39件については、弁解録取手続を含む逮捕直後から事件の処理に至るまでの間に行われた取調べの全過程)、同じく平成23年4月から平成24年4月までの間に実施された知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べのうち540件(うち全過程194件)、そして、平成23年9月から平成24年4月の裁判員裁判対象事件の取調べのうち、1906件(うち全過程399件)とされている。

これら検証結果の詳細は、追ってWEBサイトなどに

おいて公表されることになると思われるが、全体的には、全過程録音・録画に積極的とはいえず、一部録画を正当化するかのような記載も多く見られる。しかし、一部録画を正当化しようとする理由は、概ねこれまでの可視化反対論で掲げられていたものに尽きている(取調官が録音・録画を意識して十分な説得・追求ができなかった、共犯者や事件に関係する第三者についての供述がしづらくなるなど)。勿論、このような理由は、取調べの録音・録画の全過程義務付けの制度化を阻むものとはなり得ない。けだし、これら最高検が問題点として掲げているのは、閉じられた「検証」といわざるをえず、一面的な見方であるうえに、根本的には、これまでの供述中心の捜査手法を改め、客観証拠を中心と据える捜査手法に切り替えることにより、解消すべき問題なのだからである。

これまで幾多のえん罪事件を生んできた密室取調べの弊害を除去し、適正な捜査手法を確立するためには、検証結果も認めるように、取調べの可視化の有用性ははや否定できない。そうであるならば、検証の結論として、全過程録画を大前提として、捜査手法そのものを質的に変化させ、上記のとおり客観証拠を中心とした捜査に切り替えることをこそ、より強く謳うべきであったろう。その意味で、今夏の検証結果取りまとめは、未だ旧来の密室での取調べを何とか維持するためのものにとどまっているとの批判を免れ得ない。

今後、本取りまとめは法制審議会に提出され、具体的制度化に向けての検討の材料とされる。その場では、上記本取りまとめの問題点を確認し、全過程録画=可視化実現に向けての適切な議論がなされることが期待される。



3 今後の方針について

同時に発表された今後の検察における被疑者取調べの録音・録画についての方針において、最高検は、特別捜査部・特別刑事部の取り扱う独自捜査事件、裁判員裁判対象事件及び知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件につき、今後も引き続き、積極的に、録音・録画の試行を実施することを確認している。

平成24年春からは、警察においても、裁判員裁判対象事件や知的障がい者の取調べについて、録音・録画の試行拡大がなされている。上記方針においては、検察と警察が連携を図りつつ、試行を進める旨が確認されている。

試行の先にあるべきなのは、言うまでもなく警察・検察を通じた取調べ全過程の録画である。その意味で、今回発表された方針が、試行の段階を越えて、運用面で全過程録音・録画（＝可視化）実現に繋がっていくことが求められる。

さらに、今後の方針は、新たに、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件等について、新たに試行の対象とした。

この点は、評価されるだろう。

しかし、一方、懸案とされている少年事件については、試行対象とはされず、検討の対象にとどめている。少年である被疑者に対する取調べにおいては、人格形成途上にある少年の未熟さから、被暗示性・誘導性が高く、取調官に対して迎合してしまい、自己の記憶と異なる供述がなされる危険性が、成人の被疑者に比してより強く当てはまることは言うまでもない。従来、このような少年の特性に配慮せず、事件の裏付け等を急ぐあまり、長時間、強引な取調べや誘導的な取調べにより虚偽の自白に基づく調書作成がなされ、その結果えん罪が発生した例は後を絶たない。その意味で、少年の取調べにおいては、特に取調官の発問や、それに対する被疑者の応答の状況が記録されている必要性が極めて高い。これら少年事件についても、今後積極的に取調べの録音・録画の試行がなされることが急務である。

第35回囲碁大会・第31回将棋大会開催のご案内

大阪弁護士会

第35回囲碁大会・第31回将棋大会を下記の要領で開催いたしますので、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

【対局の日時】

第1日目 平成24年10月9日(火)午後4時
第2日目 平成24年11月12日(月)午後4時
第3日目 平成24年12月10日(月)午後4時
(表彰式平成25年1月28日(月)午後4時)

※ 第2日目で準決勝戦まで行います。決勝戦及び3位決定戦は第3日目に行う予定です。ご都合の悪い方は日程調整いたしますので、総合管理課 漆原 (TEL: 06-6364-1225) までご連絡ください。

【場所】

大阪弁護士会館

【クラス分け】

(1) 囲碁

A組(互先)無差別(参加は自由ですが一応

の目安としては5段以上です。)

B組(段差手合)初段以上、4段まで

C組(段差手合)1級以下

(2) 将棋

A組 初段以上

B組 1級以下

【参加費用】

1,000円

(お支払い方法は、ご参加の会員に追ってご通知いたします。)

ご参加される方は、お申込方法をご案内いたしますので、**9月7日(金)までに厚生委員会担当事務局(総務部総合管理課 TEL: 06-6364-1225)までお問合せください。**